

豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会設置要綱

平成 23 年 4 月 13 日豊岡市告示第 103 号

改正 平成 25 年 3 月 27 日豊岡市告示第 74 号 平成 26 年 4 月 10 日豊岡市告示第 147 号

平成 28 年 4 月 1 日豊岡市告示第 151 号 平成 29 年 5 月 8 日豊岡市告示第 187 号

(設置)

第 1 条 計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に基づく豊岡市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に基づく豊岡市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に基づく豊岡市障害児福祉計画をいう。以下同じ。）の策定、見直し及び推進のため、豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 計画の進捗状況の確認及び評価に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 障害者関係団体の代表者
- (4) 公募市民
- (5) 福祉、医療機関の職員
- (6) 雇用及び就労に関する機関の職員
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる者として委嘱された委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解嘱されるものとする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(招集の特例)
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(失効)
- 3 この要綱は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

附 則 (平成25年3月27日豊岡市告示第74号) 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前日までに豊岡市障害者福祉計画策定委員会設置要綱の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成26年4月10日豊岡市告示第147号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日豊岡市告示第151号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 8 日豊岡市告示第 187 号）
この要綱は、告示の日から施行する。